

出車祿

檳榔五兩車副廿人各二疋

網代二兩牛飼二人各二疋

行事略中

右永久三年、内大臣殿令五節出給定文之定也。略中

丑日早旦ニ敷砂鋪設裝束等事

申剋ニ催類出車

金作檳榔毛一兩姫君料、但普通ニハ用檳榔

檳榔毛五兩内四兩傳八人料、一兩童女二人料

網代二兩下仕四人料

南庭ニ西上南面、次第一行ニ立之、

〔續世繼白河の花宴〕保安五年にや侍けむ、きさらぎにうるふ月侍し年、白河の花御らんせさせ給

とて、みゆきさせ給ひしこそ、世にたぐひなきことには侍りしか。略中院羽鳥の御車ののちに、

待賢門院藤原璋子ひきつゞきておはします、女房のだしぐるまのうちいで、まろがねこがねにし

かへされたり、女院の御車のまりには、みなくれなるの十ばかりなるいだされて、くれなるのう

ちぎぬ、さくらもえぎのうはぎ、あか色のからぎぬに、まろがねこがねをのべて、くわんのもんお

かれて、地すりのものにも、かねをのべて、すはまつるかめおしたるにも、ものこしにも、まろがねをの

べて、うはざしは玉をつらぬきて、かざられ侍りける、よしだの齋宮の御は、やのり給へりけん

とぞきこえ侍し、又いだし車十兩なれば、四十人の女房おもひくによそひども心をつくして、

けふばかりは制もやぶれてぞ侍ける。略中いづれのとしにか侍りけむ、雪の御幸せさせ給ひし